

# 第六次守谷市行政改革大綱



平成25年3月制定

茨城県 守谷市

# 第六次守谷市行政改革大綱

## はじめに

守谷市では、時代の流れを正しく見極め、時代の要請と市民の期待に応え得る行財政の確立を図るため、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治の基本原則に基づき、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上に取り組んできました。

今後も、厳しい財政状況が続く中、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化など、行政を取り巻く環境に適切に対応するため、引き続き行政改革を推進する必要があることから、「第六次守谷市行政改革大綱」を策定するものです。

## 第1 行政を取り巻く環境

### 1 これまでの行政改革

本市の行政改革は、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、昭和 62 年度に策定した「守谷町行政改革大綱」に始まります。

その後、平成 8 年度に「第二次守谷町行政改革大綱」、平成 14 年度、平成 19 年度にそれぞれ第三次、第四次の行政改革大綱を策定し、現在の「第五次守谷市行政改革大綱（平成 22 年度策定）」に至っています。

このように、本市では時代に即した行政課題の解決のため、継続した改革の取組みを進めてきました。

### 2 社会情勢の変化

#### (1) 少子高齢化社会の到来

本市の年齢 3 区分別人口の割合は、平成 24 年 7 月 1 日現在の茨城県常住人口調査によると、年少人口（14 歳以下）16.2%・生産年齢人口（15 歳～64 歳）68.0%・老年人口（65 歳以上）15.8%となっており、県内 44 市町村中、それぞれ、第 2 位・第 1 位・第 44 位の順位で、老年人口割合が県内で最も低くなっています。

しかし、確実に高齢者人口が増加すると見込まれることから、今後は、このような変化に対応した行政運営が求められます。

#### (2) 社会保障関係費の増大

少子高齢化の進行に伴い、子育て支援対策費や国民健康保険・介護保険等にかかる費用の増加に加え、近年の景気低迷などにより生活保護費などの扶助費も増加を続けており、今後も社会保障関係費は増加していくことが見込まれます。

### (3) 地方分権改革

地方分権改革は、国と地方のあり方を対等のパートナーシップと位置づけ、地域が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組むことを目指しています。

国では、権限移譲や事務事業の義務付け・枠付けの見直し、さらに一括交付金制度の導入などの改革を進めており、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任による行政運営が求められます。

### (4) 市民ニーズの多様化

市民の価値観や生活スタイルの多様化が進む中、これまでのように均一・画一的な行政サービスでは適切に対応することが困難な状況となっています。

このため、地域課題の自発的な解決を図るよう、市民、市民活動団体、事業者などの多様な主体が、それぞれの特性を生かして役割を分担する協働によるまちづくりを推進する必要があります。

## 第2 行政改革の推進方法

### 1 取組期間

第六次守谷市行政改革大綱の取組期間は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間とします。また、その内容については、社会情勢の変化等に応じて適宜見直すことができるものとします。

### 2 推進体制

行政改革の推進体制は、守谷市行政改革推進本部及び行政改革推進本部幹事会が行政改革の方向性を定め、市民による行政改革推進委員会が行政改革大綱及び行政改革実施計画について提言することとします。

### 3 行政改革実施計画

第六次守谷市行政改革大綱を推進するため、行政改革実施計画を策定し、これに基づいて具体的に改革・改善を実施します。計画策定に当たっては、具体的な取組内容やスケジュールを定め、目標設定の数値化に努めます。

### 4 進捗状況の公表

毎年度、行政改革実施計画の進捗状況を公表していきます。

### 第3 行政改革大綱の基本的な考え方

#### 1 行政改革の視点

行政改革は、刻々と変化する環境の中で、自律的・継続的な行政経営を目指し、不断の決意をもって取り組む必要があります。

本市では、地方自治の基本原則に立ち返り、限られた経営資源（人材・財源・施設・情報など）を効率的・効果的に活用し、より市民満足度の向上に繋がる行政改革を推進します。

そのため、第六次となる本市の行政改革では、事務事業の効率化を追求する減量型の「量の改革」と行政サービスの成果（＝市民満足度）を追求する向上型の「質の改革」の両立に取り組みます。

##### ○「量の改革」の視点

事務事業の合理化や簡素化により徹底的に無駄を省くとともに、事務事業の再編・整理を図るなど、行財政の効率化・スリム化に取り組みます。

##### ○「質の改革」の視点

市役所は「サービス業」であるという認識のもと、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

#### 2 行政改革大綱の推進項目

##### (1) 市民協働の推進

本市では、「協働のまちづくり推進条例・指針」に基づき、市民、市民活動団体、事業者及び行政、それぞれが対等な立場で協力しながらまちづくりを進めています。今後も、引き続き「協働」のあり方の検証や市職員の意識向上に取り組むとともに、新たな分野での協働事業の創出に努めます。

また、地域の福祉力を生かすための「守谷市地域福祉計画」に基づき、地域の助け合い・支え合いを柱に、各地域に市職員を配するなど、市民と行政が連携したまちづくりを進めます。

##### (2) 公正・透明な行政運営

市が保有する行政情報を積極的に提供し、市民に対する説明責任を果たすことにより、市政の公正の確保と透明性の向上を図ります。

さらに、広報・広聴の充実を図り、市民に信頼される行政運営に努めます。

##### (3) 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

多様化する市民ニーズや新たな行政課題を的確にとらえ、これらに対応した行政サービスの提供に努めるとともに、既存の事務事業について不断の見直しを行い、市民の利便性や満足度の向上に努めます。

#### (4) 事務事業の再編・整理，廃止・統合

事務事業の実施に当たっては，限られた経営資源に留意し，社会情勢等の変化，行政関与の妥当性，行政効果等の観点から，不断の検討と見直しが必要です。このため，行政評価システムの活用により，事務事業の再編・整理，廃止・統合を図り，効率的・効果的な行政運営に努めます。

#### (5) 民間委託等の推進

民間でできることは民間での考えのもと，事業の実施に当たっては，民間活力導入の可能性を検討するとともに，質の高い行政サービスの提供と行政経費の削減のため，引き続き指定管理者制度や民間委託等の活用を推進します。

#### (6) 健全な財政基盤の確立

新たな行政需要に的確に対応し，市民の信頼に応えるために，「歳入に見合った歳出」という財政運営の基本に立って，的確な財政見通しとコスト意識の徹底により，一層の財政健全化に努めます。

そのため，経費全般について適宜，見直しを行い，歳出の抑制を図ります。歳入については，市税等の収納率の向上や市有財産の有効活用などに取り組むとともに，新たな財源の発掘に努めます。

地方公営企業（上下水道事業）においても，改革改善に取り組み，各々の財政計画に則り事業の健全運営に努めます。

#### (7) 人事管理と組織マネジメント（組織，定員，給与等）

「第二次定員適正化計画」に基づき，職員数の適正な定員管理を行うとともに，市民に分かりやすい機能的で実効性の高い組織機構の運用に努めます。

給与及び手当については，人事院勧告や近隣団体等の状況を考慮した見直しを行い，適正な運用に努めます。

#### (8) 人材の育成

「守谷市人材育成基本方針」に基づき，研修等を通して職員一人ひとりの能力向上や意識改革等に取り組むとともに，市民から信頼を得る人材の育成を進めます。